

昭和50年国勢調査の概要

調査の時期

昭和50年国勢調査は、昭和50年10月1日午前零時(以下、調査時という。)現在によって行われた。

調査の根拠法令

昭和50年国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項ただし書の規定に基づいて行われ、次の政令及び訓令並びに関係告示が制定された。

(調査区の設定に関する政令及び訓令)

昭和50年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和49年5月1日政令第152号)

昭和50年国勢調査調査区設定心得(昭和49年5月1日総理府訓令第7号)

(調査の実施に関する政令、訓令及び告示)

昭和50年国勢調査令(昭和50年4月10日政令第114号)

昭和50年国勢調査実施規定(昭和50年4月15日総理府訓令第7号)

昭和50年国勢調査令の規定に基づき島を定める件(昭和50年4月15日総理府告示第16号)

昭和50年国勢調査令の規定に基づき調査票の様式を定める件(昭和50年4月15日総理府告示第17号)

国勢調査指導員証、国勢調査員証及び国勢調査従事者章を定める件(昭和50年5月26日総理府告示第19号)

調査の地域

昭和50年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

1. 歯舞群島、色丹島、国後島及び捉拵島
2. 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島

調査の対象

昭和50年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。しかし、次の人口については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校又は同法第83条第1項の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所(例えば自宅、下宿先、寄宿先等)で調査した。
2. 病院又は診療所に入院している人は、入院してから既に3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
3. 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んで

いる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所の無い人は、船舶に住所が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している場合のほか、調査時以前に本邦の港を出港し、調査時以後5日以内に本邦の港に入港した船舶も含む。

4. 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
5. 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は、婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院で調査した。
6. 3か月以上にわたって住んでいるところ又は住もうと思っているところが無い人は、調査時にその人が居た場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、特に次の人は調査から除外した。

1. 外国の外交団・領事団(随員及び家族を含む。)
2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の事項

昭和50年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続き柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 従業上の地位
- (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業)
- (10) 仕事の種類(職業)
- (11) 従業地又は通学地

(世帯について調査した事項)

- (12) 世帯人員
- (13) 世帯の種類
- (14) 住居の種類
- (15) 世帯が使用する居住室数
- (16) 世帯が使用する居住室の畳数

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行われた。

2. 世帯名簿による人口

世帯名簿による人口は、調査票による人口及び世帯の確定数を告示するまでの間、各種の法令で利用できるように、国勢調査員の作成した世帯名簿の記入に基づいて、その人口を全国都道府県都支庁市区町村別に算出し、同結果は、昭和51年3月中旬から4月中旬にかけて、集計の完了した都道府県から3回に分けて官報で告示し、更にこれを報告書にまとめ、昭和51年4月に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.2 全国都道府県市区町村別人口(世帯名簿による人口)」として刊行した。

3. 調査票による人口

調査票による人口及び世帯数は、全調査票に基づいて全国都道府県都支庁市区町村別に集計し、その結果は、昭和52年6月15日までに数回にわたって官報で告示した。更にこれを報告書にまとめ、昭和52年6月に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.3 全国都道府県市区町村別人口及び世帯数(確定数)」として刊行した。また、市区町村別面積並びに昭和45年結果との比較等を収録した「昭和50年国勢調査報告 第1巻 人口総数」を昭和52年9月に刊行した。

なお、上記のほか、全国都道府県市区町村別の人口集中地区人口及び面積は、昭和52年6月に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.6 人口集中地区別人口」として刊行した。

4. 全国速報集計(1%抽出集計結果)

全国速報集計は、主として昭和50年国勢調査の全国結果の早期利用を図るため、国勢調査調査票の中から、一定の方法により100分の1(1%)に当たる調査票を抽出し、それについて基本的事項を集計したものである。速報集計の結果は、昭和51年3月に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.4 全国速報集計結果」として刊行した。

5. 都道府県別速報集計(20%抽出集計結果)

都道府県別速報集計は、昭和50年国勢調査結果のうち、主として都道府県及び市区町村別結果の早期利用を図るため、一定の方法により国勢調査調査票の中から5分の1(20%)の世帯を抽出し、集計したものである。

この結果は、昭和51年7月から8月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.5 都道府県市区町村別速報集計結果」として刊行した。

6. 全数集計

全数集計は、全調査票の記入に基づいて人口及び世帯の属性に関する結果のうち、最も基本的な集計結果をまとめて表章したものである。全数集計の結果は、都道府県、市区町村、人口集中地区及び国勢統計区別にはほぼ同じ様式で表章されるが、国勢調査調査区別には様式を簡略化した結果が作成された。

全数集計は、都道府県単位で行われたが、そのうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和51年11月から昭和52年7月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和50年国勢

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和50年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は約67万調査区である。

昭和50年国勢調査の実査のため、内閣総理大臣により任命された約64万人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために、同じく内閣総理大臣により約4万5千人の国勢調査指導員が任命された。

国勢調査員は原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成し、併せて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布の仕事をし、10月1日から5日までの間に、調査世帯を再度訪問して調査票の取集とその内容検査の仕事をを行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式読取装置で読み取りができるもので、1枚に4人記入できる連記票によって各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主又は世帯の代表者が、その世帯員及び世帯について、前述の調査事項のうち(1)世帯の種類を除く事項を調査票に記入して申告し、(2)世帯の種類は国勢調査員が、世帯主又は世帯の代表者に質問して記入する方式によった。

ただし、今回調査では調査世帯が長期に不在している場合は、調査員がその近隣の者から、不在者について「(1)氏名」「(2)男女の別」及び「(3)世帯人員」の3項目に限って聞き取りして記入する方法をとった。したがって、集計に際しては、これら3項目以外については項目「不詳」として扱った。

なお、自衛隊地域及び矯正施設地域の調査は、それぞれ国勢調査特別調査票(自衛隊地域用及び矯正施設地域用の2種類)を用いて行われた。特別調査票は8人記入できる連記票で、一般調査票と同様に直接光学式読取装置によって読み取られた。

集計及び結果の公表

集計は、すべて総理府統計局において行われる。集計の種類は大別して、人手によって集計される人口概数及び世帯名簿による人口と、調査票を光学式読取装置によって磁気テープに読み取り、電子計算機を用いて機械集計される市区町村別人口及び世帯数(確定数)、速報集計、全数集計、従業地・通学地集計及び詳細集計からなる。

なお、全数集計及び従業地・通学地集計の一部は全調査票に基づく全数集計を行うが、その他の集計は一部調査票を抽出して集計する。

1. 人口概数

昭和50年国勢調査による最初の結果数字として、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて算出した全国都道府県都支庁市区町村別の男女別人口及び世帯数を昭和50年12月10日に公表し、同月15日に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.1 全国都道府県市区町村別人口概数」として刊行した。

表1 推計値の大きさに対する標本誤差

推計値の大きさ	標本誤差率	推計値の大きさ	標本誤差率	推計値の大きさ	標本誤差率
80,000,000	0.00022	800,000	0.00224	8,000	0.02236
60,000,000	0.00026	600,000	0.00258	6,000	0.02582
40,000,000	0.00031	400,000	0.00316	4,000	0.03162
30,000,000	0.00037	300,000	0.00365	3,000	0.03651
20,000,000	0.00045	200,000	0.00447	2,000	0.04472
15,000,000	0.00052	150,000	0.00516	1,500	0.05164
10,000,000	0.00063	100,000	0.00632	1,000	0.06325
8,000,000	0.00071	80,000	0.00707	800	0.07071
6,000,000	0.00082	60,000	0.00817	600	0.08165
4,000,000	0.00100	40,000	0.01000	400	0.10000
3,000,000	0.00115	30,000	0.01155	300	0.11547
2,000,000	0.00141	20,000	0.01414	200	0.14142
1,500,000	0.00163	15,000	0.01633	100	0.20000
1,000,000	0.00200	10,000	0.02000		

1世帯当たり人員及び1室当たり世帯人員は平均される前の該当世帯人員に対する標本誤差率で、また、居住室数、畳数及び1人当たり畳数はいずれもこれに対応する世帯数の標本誤差率を適用されたい。

〔注〕前掲の「表1 推計値の大きさに対する標本誤差」の標本誤差率は、集計対象とした標本が世帯の単純任意抽出であることから、次の算式によって計算された値である。

$$C.V. = \frac{N \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}}{Np} = \sqrt{\frac{N-n}{N-1}} \cdot \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{np}}$$

(N : 総人口 n : 標本人口
p : 推計値と総人口の比 C.V. : 標本誤差率)

推計値の標本誤差

20%抽出集計による結果数字は、以上の手続きによって得られた推計値であるから標本誤差を含んでおり、全数集計によって得られる結果数字とは必ずしも一致しない。

推計値の標本誤差は、推計値の大きさや項目によって異なる。

推計値の大きさに対する標本誤差率は表1に示したとおりである。

標準誤差率は、全数集計すれば得られるはずの値の存在範囲を示す目安となるものである。すなわち、推計値の分布が正規分布に従うと仮定すると、推計値を中心として、その前後に、その標準誤差率に推計値の大きさを掛けた値だけの幅をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが約2/3の確率で期待され、その2倍の幅をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが約19/20の確率で期待される。

例えば、この報告書中の100万という結果数字は、真の値が100万±100万×0.002すなわち1,002,000ないし998,000の間にあることが確率2/3で期待され、100万±100万×0.002×2すなわち1,004,000ないし996,000の間にあることが確率19/20で期待される。

この表によって推計値の標本誤差を知る上で、次の注意が必要である。

- この表は、次の結果数字に関して適用できない。
 - 各表章地域の総人口
 - 1世帯当たり人員
 - 畳数、1人当たり畳数及び1世帯当たり畳数
 - 居住室数及び1室当たり世帯人員
 - 1世帯当たり親族人員
 - 1世帯当たり親族就業者数
 - 1世帯当たり18歳未満親族人員
 - 1世帯当たり65歳以上親族人員
- 1に述べた推計値のうち、都道府県、市部及び市区町村の総人口については標本誤差はない。
(前述の「推計方法」を参照)

充するために、より詳細な全国及び都道府県別の集計を行うもので、一定の方法により国勢調査調査票の中から5分の1(20%)の世帯を抽出し、集計するものである。抽出詳細集計の結果は、昭和52年12月から昭和53年8月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和50年国勢調査報告第5巻 詳細集計結果その2 都道府県編」として刊行した。全都道府県の集計の終了後、全国についてまとめた結果を昭和53年10月に「昭和50年国勢調査報告第5巻 詳細集計結果その1 全国編」として刊行した。

9. その他の刊行予定

上記の昭和50年国勢調査報告及び速報シリーズのほか、調査区関係資料利用の手引、人口集中地区人口・境界図、国勢統計区別の主な結果を収録した「調査区関連シリーズ」、人口の増減比較や構成比並びにその解説を収録した「解説シリーズ」、通勤・通学人口、大都市圏、市町村の人口階級別集計結果を収録した「資料シリーズ」、市区町村別人口分布、人口密度、産業構成、年齢構成などを示す「日本人人口地図シリーズ」等も順次刊行している。

III

調査報告 第3巻 都道府県・市区町村編」として刊行した。また、国勢統計区、調査区別の集計結果は全数集計の完了した都道府県から逐次結果プリントによって公表した。

全都道府県の全数集計の終了後、全国についてまとめた結果を昭和52年8月に「昭和50年国勢調査報告第2巻 全国編」として刊行した。

また、全国、都道府県、市区町村及び人口集中地区の人口、面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した「昭和50年国勢調査報告第1巻 人口総数」を昭和52年9月に刊行した。

7. 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動、すなわち、人がその住居からその働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態を明らかにするためのもので、これによって各市区町村の「昼間人口」が算出される。従業地・通学地の全数集計結果は、昭和52年12月に「昭和50年国勢調査報告第4巻 通勤・通学地編(全数集計結果)」をその1として刊行した。また、20%抽出集計結果は、昭和53年10月に「昭和50年国勢調査報告第4巻 通勤・通学地編(20%抽出集計結果)」をその2として刊行した。

8. 詳細集計(20%抽出集計結果)

詳細集計は、基本的な集計結果である全数集計結果を補

標本抽出方法の概要及び推計値の精度

抽出方法

20%抽出集計のための標本抽出は、世帯人員の大きい世帯が抽出されるか否かによって、推計値が大きく変わるため、一般の世帯と世帯人員が30人以上の準世帯(寄宿舎、独身寮など)を区別して行った。

先ず一般の世帯は、昭和50年国勢調査区的全調査区(自衛隊地域、矯正施設地域を除く。)について、世帯番号3を起番号とする5番目ごとの世帯(5分の1)を集計した。

30人以上の準世帯は、世帯を抽出単位とせず、全ての準世帯について3番目を起番号とし、5枚目ごとの調査票(4名まで連記できる。)を抽出して集計した。

したがって、30人以上の準世帯については、世帯数としては全数が集計されている。

なお、自衛隊地域及び矯正施設地域については、抽出集計を行わず、全調査票を集計(全数集計)した。

推計方法

一般の世帯及び30人以上の準世帯の人口についての推計は、それぞれ確定人口による市区町村別人口を抽出集計された人口で除して得られた数値を推計倍率に用いた。

一般の世帯の世帯数の推計も人口と同じ推計倍率を用いたが、30人以上の準世帯の世帯抽出は上記のとおり全数集計であるため世帯数の推計倍率は1.0とした。

自衛隊地域及び矯正施設地域は全数集計であり世帯数及び人口の推計倍率は1.0とした。

なお、結果表章における推計値の整理は、一般の世帯及びこれが合計として含まれている数値では1位を2捨3入して0又は5とした。

したがって、表中で個々に内訳数値を合計したものと、その総数とは必ずしも一致しない。

用語の解説

人口

この報告書における人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」(Iページ)参照。

年齢

年齢は、昭和50年9月30日現在による満年齢である。
なお、昭和50年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

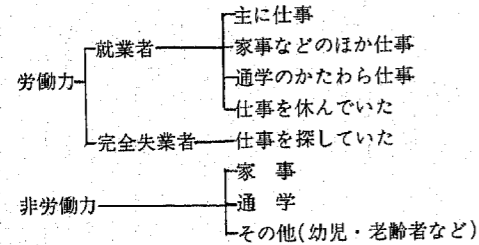
配偶関係

配偶関係は、届け出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

- 未婚——まだ結婚したことのない人
- 有配偶——現在、妻又は夫のある人
- 死別——妻又は夫と死別して独身の人
- 離別——妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

昭和50年国勢調査調査票では、昭和50年9月24日から30日までの1週間(以下、調査週間という。)の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を下図の右側のように区分して質問した。この報告書では、これを更に左側の区分に集約した結果も掲載した。



上に示した各区分の主なもの解説すると、次のとおりである。

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに当たる人という。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
 - (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人
- したがって、会社・工場・商店・官公庁などの雇用者がそ

の仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が家業(農業や店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。**完全失業者**—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人という。

上述の就業者と、完全失業者とを合わせて**労働力**とした。**非労働力**—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事に就くことが不可能であるか、又は、仕事を積極的に探さなかった人という。

従業上の地位

昭和50年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間中その人が働いていた事業所における地位によって、次のように区分した。なお、この報告書では、従業上の地位を3区分にしている場合があるが、その場合には「役員」は「雇用者」に含め、「雇人のある業主」と「雇人のない業主」はまとめて「自営業主」とした。

雇用者—会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の使用人、家事使用人、臨雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人という。

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主—個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などの自由業者で、雇人がいる人という。

雇人のない業主—個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦、行商人などで個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭で賃仕事(家庭内職)をしている人という。

家族従業者—農家やその他の個人企業などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

産 業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類)によって、その分類項目を定めた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類(昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改正した昭和47年3月行政管理庁告示第39号)をもととし、これを国勢調査に適合するよう集約又は細分して編成したものである。

産業分類は14項目の大分類、46項目の中分類、175項目の小分類(昭和45年国勢調査では、大分類は14項目、中分類は46項目、小分類は173項目)からなっている。

昭和50年国勢調査と昭和45年国勢調査の産業分類の主な相違は、今回、熱供給業及び物品賃貸業の小分類項目が新設されたこと並びに熱供給業が「電気・ガス・水道業」に編入されて大分類の名称が「電気・ガス・水道・熱供給業」と改称されたことである。

なお、分類項目の詳しい内容については、総理府統計局刊行の次の冊子を参照されたい。

○昭和50年国勢調査 産業分類、分類項目名、説明及び内容例示(昭和50年10月刊)

○昭和50年国勢調査に用いる産業分類・職業分類の解説(昭和50年6月刊)

○昭和50年国勢調査 国・地方公共団体・政府関係機関の産業分類適用例(昭和50年11月刊)

職 業

職業は、「就業者」について、調査週間中、その人が働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類)によってその分類項目を定めた。調査週間中、二つ以上の仕事に従事した場合には、主な仕事の種類によった。

職業分類は、行政管理庁編「日本標準職業分類」並びに「国際標準職業分類」などを参考として、昭和50年国勢調査のために特に作成されたものであり、11項目の大分類、52項目の中分類及び286項目の小分類(昭和45年国勢調査では、大分類は11項目、中分類は52項目、小分類は286項目)から成っている。

社会経済分類

社会経済分類は、人口を社会的・経済的特性によって区分するために昭和45年に初めて設けられた分類である。この分類は全人口について労働力状態及び年齢を、また、就業者について職業及び従業上の地位を考慮して作成されたもので、その内容は、IX頁の表2に示すとおりである。

世帯の種類

世帯は、次の2種に区分した。

普通世帯—住居と生計を共にしている人の集まり、又は1戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、単身の住み込みの雇い人については、次のように取り扱った。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合には雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯

とした。(調査票では人数に関係なく、住み込みの営業使用人は、雇い主の世帯に含めて調査した。)

- (2) 単身の住み込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。

準世帯—普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。

1人の**準世帯**—普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の1人1人を一つの準世帯とした。

住み込みの営業使用人の世帯—6人以上の住み込みの営業使用人をまとめて一つの準世帯とした。

学校の寄宿舎—学校の寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒を、その寄宿舎のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

会社などの寄宿舎—会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

ただし、各戸が住宅の要件を備えていて、管理人以外の世帯で、夫婦、親子、兄弟などから家族を構成する普通世帯と、単身者(1戸の居住者数は無関係)が混在して居住している寮の単身者は、1人1人を分けて「1人の世帯」(普通世帯)とした。

病院・療養所—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として病院ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設—老人ホーム、し体不自由者更生施設などの入所者を、その施設のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

自衛隊—自衛隊の営舎内又は船舶内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

矯正施設—刑務所及び拘留所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

その他—住居不定者や陸上に住所を持たない船舶乗組員など、上記のいずれにも当てはまらない準世帯をいう。

なお、昭和50年国勢調査調査票の世帯の種類の区分においては、普通世帯及び準世帯の語を用いず、集計の際に、上の定義に適合するように普通世帯及び準世帯に区分した。

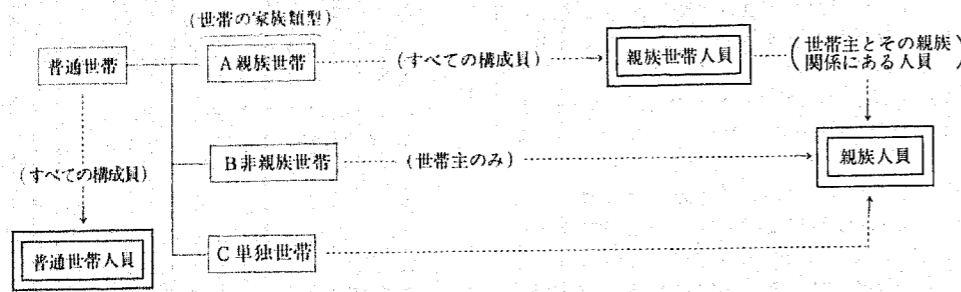
普通世帯人員、親族世帯人員及び親族人員

普通世帯人員とは、その世帯を構成するすべての人員であり、親族世帯人員とは、普通世帯のうち親族世帯を構成するすべての人員である。また、親族人員とは、普通世帯の世帯主及びその世帯主と親族関係にある世帯員をいう。

ここで「世帯主と親族関係にある世帯員」とは、世帯主の配偶者及び世帯主又はその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父、曾孫、おい、めい、その他これに準ずる人をいう。養子・連れ子、養父母などは、子・父母と同様とみて親族とした。

VII

上記の関係を図示すると次のとおりである。



(注) 普通世帯及びその類型については「世帯の種類」及び「世帯の家族類型」を参照されたい。

世帯の家族類型

普通世帯を、その世帯員と世帯主との続き柄に基づいて、次のように区分した。

A 親族世帯—世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その親族に従属する非親族(営業使用人、家事使用人など)が同居する世帯もここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦2人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人からなる世帯も含まれる。

B 非親族世帯—世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯

C 単独世帯—単身者の世帯

更に、親族世帯を次のように区分するに当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。

普通世帯

A 親族世帯

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦と子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦と子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない。)から成る世帯
- (10) 夫婦と子供と他の親族(親を含まない。)から成る世帯
- (11) 夫婦と親と他の親族(子供を含まない。)から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 他に分類されない世帯

B 非親族世帯

C 単独世帯

なお、この家族類型は前回の昭和45年国勢調査結果から適用され、昭和35年及び40年は「世帯の家族構成」によ

ている。

世帯の経済構成

普通世帯を、世帯主とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。

I 農林就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

(1) 農林・業主世帯—世帯主が農林漁業の業主

- 1 世帯主が農林業・業主
- 2 世帯主が漁業・業主

(2) 農林・雇業者世帯—世帯主が農林漁業の雇業者

- 3 世帯主が農林業・雇業者
- 4 世帯主が漁業・雇業者

II 農林・非農林就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

(3) 農林・業主混合世帯—世帯主が農林漁業の業主

- 5 世帯主が農林業・業主
- 6 世帯主が漁業・業主

(4) 農林・雇業者混合世帯—世帯主が農林漁業の雇業者

- 7 世帯主が農林業・雇業者
- 8 世帯主が漁業・雇業者

(5) 非農林・業主混合世帯—世帯主が非農林漁業の業主

- 9 世帯主が鉱工業・業主
- 10 世帯主が卸小売業・業主

11 世帯主がサービス業・業主

12 世帯主がその他の産業・業主

(6) 非農林・雇業者混合世帯—世帯主が非農林漁業の雇業者

- 13 世帯主が鉱工業・雇業者
- 14 世帯主が卸小売業・雇業者
- 15 世帯主がサービス業・雇業者

16 世帯主が公務・雇業者

17 世帯主がその他の産業・雇業者

III 非農林就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林・業主世帯—世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇業者のいない世帯

18 世帯主が鉱工業・業主

19 世帯主が卸小売業・業主

20 世帯主がサービス業・業主

21 世帯主がその他の産業・業主

(8) 非農林・雇業者世帯—世帯主が非農林漁業の雇業者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯

22 世帯主が鉱工業・雇業者

23 世帯主が卸小売業・雇業者

24 世帯主がサービス業・雇業者

25 世帯主が公務・雇業者

26 世帯主がその他の産業・雇業者

(9) 非農林・業主・雇業者世帯(世帯主が業主)—世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇業者のいる世帯

27 世帯主が鉱工業・業主

28 世帯主が卸小売業・業主

29 世帯主がサービス業・業主

30 世帯主がその他の産業・業主

(10) 非農林・業主・雇業者世帯(世帯主が雇業者)—世帯主が非農林漁業の雇業者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

31 世帯主が鉱工業・雇業者

32 世帯主が卸小売業・雇業者

33 世帯主がサービス業・雇業者

34 世帯主が公務・雇業者

35 世帯主がその他の産業・雇業者

IV 非就業者世帯—世帯に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

以上の分類を行うに当たって、世帯主が就業者でなく、他の親族に就業者のいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした。また、同居人・家事使用人・営業使用人がいても、その属性は考慮していない。

住居の種類

住居は、普通世帯及び1人の準世帯について、次の二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、又は改造された永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

寄宿舍・その他—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの住宅でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む普通世帯についてのみ次の五つに区分した。

持ち家—その世帯が所有している住宅をいう。この場合必ずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営借家—その住宅に居住する世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市町村営住宅、日本住宅公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。

民営借家—居住世帯が借りている住宅で、「公営借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅—会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り—他の世帯の住んでいる住宅(持ち家、公営借家、民営借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合をいう。

室数・畳数

室とは、居住室のことで、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室、ダイニング・キッチン(食堂兼台所)などでその世帯が使用している居住用の室をいう。したがって、玄関、台所、便所、浴室、廊下などや店・事務室など営業用に使っている室は、居住室には含まない。

畳数とは、この居住室の畳数をいい、畳の敷いていない居住室も畳数に換算して含めた。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった事情にかんがみ、昭和35年国勢調査ではじめて設定された。

昭和50年国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、

- (1) 昭和50年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上)が隣接して、
- (3) 昭和50年国勢調査時に人口5,000人以上を有し、
- (4) 人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上となる地域を構成する場合、この地域を「人口集中地区」とした。

なお、個別の人口集中地区のなかには、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表わすという観点から、人口集中地区に人口の少ない、公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

表2 社会経済分類の内容

社会経済分類	労働力状態	職業分類(注1)	従業上の地位
1. 農林漁業者	就業者	E, F 農林・漁業作業者 (80を除く。)	役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主, 家族従業者
2. 農林漁業雇用者	同上	同上	雇用者
3. 会社団体役員	同上	(13) 会社・団体の役員	役員
4. 商店主	同上	62小売店主, 63卸売店主, 64飲食店主	役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主
5. 工場主	同上	I 技能工, 生産工程作業者及び単純作業者 (44 定置機関・建設機械運転作業者, 45 電気作業者, 47 他に分類されない単純作業者, 159, 170, 171, 172, 173, 174, 218, 219, 220, 221, 222, 226, 227, 228, 240, 242, 245, 249, 250, 251, 252を除く。)	役員, 雇人のある業主
6. サービス・その他の事業主	同上	他の社会経済分類のいずれにも該当しない職業分類項目	雇用者, 役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主, 家族従業者
7. 専門職業者	同上	(1) 科学研究者, (5) 公認会計士, 13 医師, 14 歯科医師, 15 薬剤師, 22 裁判官等, 29 大学教員, 41 獣医師	同上
8. 技術者	同上	(2) 技術者, (3) 医療保健技術者 (13, 14, 15を除く。), 98 船長等, 100 航空操縦士等	同上
9. 教員・宗教家	同上	(6) 教員 (29を除く。), (7) 宗教家, 42 保母, 43 社会福祉事業専門職員, 44 個人教師	同上
10. 文筆家・芸術家・芸能家	同上	(9) 美術家等, (10) 音楽家等, 33 文芸家等, 45 他に分類されない専門的・技術的職業従事者	同上
11. 管理職	同上	(12) 管理的公務員, (14) その他の管理的職業従事者	雇用者, 家族従業者
12. 事務職	同上	C 事務従事者 (56を除く。), 23 その他の法務従事者, 34 記者等, 101 車掌	雇用者, 役員, 雇人のない業主, 家族従業者
13. 販売人	同上	62 小売店主, 63 卸売店主 (18) 商品販売従業者 (62, 63, 64を除く。), (19) 販売類似職業従業者, 56 集金人	雇用者 雇用者, 役員, 雇人のない業主, 家族従業者
14. 技能者	同上	80 植木職等, H 運輸・通信従事者 (98, 100, 101, 109を除く。), I 技能工, 生産工程作業者及び単純作業者 ((47) 他に分類されない単純作業者, 226, 227を除く。)	雇用者, 雇人のない業主, 家族従業者
15. 労務作業者(注2)	同上	G 採鉱・採石作業者, L 分類不能の職業, (47) 他に分類されない単純作業者, 109 郵便・電報外務員, 226 土工事作業者等, 227 鉄道線路工事作業者, 284 清掃員	同上
16. 個人サービス人	同上	64 飲食店主	雇用者
		K サービス職業従事者 (49) 家事サービス職業従事者, 227, 284を除く。)	雇用者, 役員, 雇人のない業主, 家族従業者
		(49) 家事サービス職業従事者, 277 芸者等	雇用者, 役員, 雇人のある業主, 雇人のない業主, 家族従業者
17. 保安職	同上	J 保安職業従事者	雇用者, 雇人のない業主, 家族従業者
18. 内職者	同上	職業分類のいかんを問わない	家庭内職
19. 学生生徒	通学 (15歳以上)		
20. 家事従事者	家事 (15歳以上)		
21. その他の15歳以上非就業者	完全失業者 その他		
22. 15歳未満の者			
23. 分類不能	年齢「不詳」及び労働力状態「不詳」の場合		

(注1) 「職業分類」欄の記号・番号は、「第5巻その1全国編第1部」第9表の表側の産業分類に従っているため、番号のみを掲げてあるものについては、同表を参照されたい。

(注2) 「従業上の地位」欄の不詳の者は、「15労務作業者」に分類した。